

# 7 / 28 (金) の行事

報道発表資料の配付日時 7月20日(木) 14時00分

発表項目 (行事名)	令和5年度(2023年度)第2回公立高等学校配置計画地域別検討協議会の開催について		
記者レクチャー のお知らせ	(実施日時)	発表者	
		発表場所	
概要	<p>1 日時: 令和5年7月28日(金) 15:00~16:30</p> <p>2 方法: 道教委、各市町村教育委員会、各道立高等学校間でのWeb会議方式(Zoom)</p> <p>3 出席者: 市町村、市町村教育委員会、留萌管内公立小・中・高等学校の校長、PTA関係者、経済団体関係者 (道側) 北海道教育庁高校教育課、留萌教育局</p> <p>4 内容: 公立高等学校の配置について、高校を取り巻く環境の著しい変化に伴い、様々な課題がみられることから、これらの課題解決に向け、市町村関係者や学校関係者等と意見交換を行い、地域との連携を深めるため協議会を開催します。 当日は一般の方の傍聴も可能となっておりますので、地域の皆様に周知していただきたく、事前に貴紙面にてお取り上げいただきますようお願いいたします。 (なお、傍聴については、会場参加4名、Web参加6名計10名以内となっておりますので、傍聴を希望される方は下記担当まで申し込み願います。)</p>		
参考	<p>配布資料</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>令和5年度(2023年度)第2回公立高等学校配置計画地域別検討協議会開催要領</li> <li>傍聴者の皆さんへ</li> </ul>		
報道(取材)に当たってのお願い	<p>当日の報道機関の取材については、留萌教育局会場でのみ可能です。取材希望の場合は下記担当まで連絡願います。 留萌教育局会場: 留萌合同庁舎4階会議室</p>		
他のクラブとの関係	同時配付	(場所)	
	同時レク		
担当 (連絡先)	<p>留萌教育局企画総務課(担当者: 企画総務課長 佐藤 総務係長 首藤)</p> <p>TEL ダイヤルイン 0164-42-8398</p>		

## 令和5年度（2023年度）第2回公立高等学校配置計画地域別検討協議会開催要領

### 1 目的

公立高等学校の配置については、高校を取り巻く環境の著しい変化に伴い、様々な課題がみられる。これらの課題の解決に向けて、通学区域ごとに市町村関係者及び学校関係者等と意見を交換し、地域との連携を深めるため、本協議会を開催する。

### 2 主催

北海道教育委員会

### 3 主管

北海道教育庁学校教育局高校教育課

北海道教育庁留萌教育局

### 4 開催日時及び方法

学区	開催日時	開催方法
留萌学区	令和5年（2023年）7月28日（金） 15時00分～16時30分	道教委と各市町村教育委員会、 各道立高等学校を繋いだ Web会議システムでの開催

### 5 参加対象者

- (1) 市町村長
- (2) 市町村教育委員会教育長
- (3) 道立高等学校長
- (4) 市町村代表中学校長
- (5) 市町村代表小学校長
- (6) 道立高等学校PTA会長
- (7) 市町村代表中学校PTA会長
- (8) 市町村代表小学校PTA会長
- (9) 経済団体関係者（公立高校所在市町村）

### 6 議題

- (1) 公立高等学校配置計画案（令和6年度（2024年度）～8年度（2026年度））について
- (2) 高校の魅力化に向けた取組について

## 傍聴者の皆さんへ

北海道教育庁留萌教育局

傍聴について、次のとおり定めておりますので、御理解、御協力をお願いします。

- 1 傍聴の人数は、10人以内とし、先着順としています。ただし、報道関係者はこれに含みません。  
なお、会場における傍聴は、留萌教育局会場のみとし傍聴可能人数は4名以内とします。（この場合、残り6名はWeb会議システムによる傍聴）
- 2 次の各号のいずれかに該当する場合、傍聴することはできません。
  - (1) 酒気を帯びていると認められる場合
  - (2) 会議の妨害となると認められる器物等を携帯している場合
  - (3) 前2号のほか、主催者が傍聴を不相当と認めた場合
- 3 次の各号の行為をしてはいけません。
  - (1) みだりに傍聴席を離れること。
  - (2) 飲食すること。
  - (3) 私語、談話、拍手等をする事。
  - (4) 写真、ビデオ等を撮影し、又は録音をすること。ただし、主催者の許可がある場合はこの限りではありません。
  - (5) Web会議では、主催者の許可なく、ビデオやマイクをオン設定したり、チャット機能を使用すること。
  - (6) Web会議では、傍聴を許可していない者に対して、会議を視聴させること。
  - (7) 前各号のほか、協議会の妨害となるような行為をすること。
- 4 傍聴人が前記3の規定に違反し、制止の指示に従わないときは、協議会への参加を認めないことがあります。
- 5 Web会議では、傍聴人が前記3の規定に違反し、主催者の指示に従わないときは退室させることがあります。
- 6 このほか、傍聴人は主催者の指示に従うようお願いします。